

入院時食事療養費について

●一般病棟の入院時の食費（１食につき）

所得区分			食費（１食につき）
現役並み所得・一般			５１０円※１
住民税 非課税等	区分Ⅱ	過去１２か月の入院日数が９０日以内	２４０円
		過去１２か月の入院日数が９０日超 （長期入院該当）	１９０円
	区分Ⅰ		１１０円

●療養病棟・回復期病棟の入院時の食費（１食費につき）・居住費（１日につき）

所得区分		食費（１食につき）		居住費
		入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
現役並み所得・一般		５１０円※１	５１０円※１	３７０円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	２４０円	２４０円 （長期入院該当で１９０円）	
	区分Ⅰ	１４０円	１１０円	
	老齢福祉年金受給者	１１０円	１１０円	０円

※１ ①指定難病患者の方は１食３００円。また、居住費は０円です。

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。（朝食７時４５分、昼食１１時４５分、夕食１８時）